

さざんか南港緑協議会規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 会の名称および事務局は次のとおりとする。
1. この会は、さざんか南港緑協議会という。(以下、本会という)
 2. 本会は、事務局の名称をさざみどりとし南港中2丁目6番27号所在地とする。

第2章 目 的

- 第 2 条 本会は、大阪市区政運営基本方針に基づき、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくため、より多くの人が自由に公平に参加しながら、事業を行い取り組んでいくことを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の事業を行い活動する。
1. 本会の総務、予算、決算、広報等の活動に関する事。
 2. 地域のコミュニティづくりに関する事。
 3. 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事。
 4. 地域福祉や健康づくりに関する事。
 5. 子どもの健全育成や郷土文化の継承に関する事。
 6. 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
 7. 環境美化に関する事。
 8. その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事。

第3章 方 針

- 第 4 条 本会は、次の活動は行わないものとする。
1. 営利だけを目的とする活動。
 2. 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
 3. 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
 4. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動。

第4章 役 員 ・ 役員の資格とその任務

- 第 5 条 役員の定数および兼任については、次の通りとする。
1. 本会の役員は、次のとおりとする。

会 長	1	名
副 会 長	2	名
総 務	1	名
会 計	2	名
監 事	1	名
会計監査	1	名
 2. 役員等は、さざんか南港緑協議会会議において選任する。

- 第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 第 7 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 第 8 条 総務は、活動を統括し、事業の調整にあたる。本会会議のデジユメ、議事録を作成する。
- 第 9 条 会計は、大阪市の補助金を基に協議会の会計を担当する。
- 第 10 条 監事は、協議会の役員の業務執行を監査する。
- 第 11 条 会計監査は、協議会の会計を監査する。

第 5 章 役員会

- 第 12 条 第5条 1 の役員で組織する(以下役員会という。)
- 第 13 条 役員会は、下記会議以外に集まり、さざんか南港緑協議会会議の調整を行う。

第 6 章 運 営 委 員 会

- 第 14 条 本会は、別表に定める構成団体から代表を選出し、運営委員として組織する。
- 第 15 条 毎月 第 1 水曜日の 20:00 からの会議を、さざんか南港緑協議会会議(以下、会議という)とする。
- 第 16 条 本会会議出席者は、別紙添付名簿に記載の役員会および各部会代表者のみとする。
- 第 17 条 活動区域の住民(以下、「地域住民」という。)及び、地域の関係者からさざんか南港緑協議会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 7 章 部会 ・ 部会の事業

- 第 18 条 会長は、会議の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。
- 第 19 条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
1. 連合振興町会部、(連合町会・連合女性部)
緑連合振興町会は緑の町に関するすべての事業
緑地域の女性部の活動に関する事業
 2. 緑地区社会福祉協議会部、(社会福祉協議会・ポートタウン文庫・見守りネットワーク委員会・民生委員会・南港緑友の会)
緑地区社会福祉協議会に関する総務・活動事業
ポートタウン文庫に関する総務・活動事業
緑見守りネットワークに関する会館常駐・区社協活動事業
緑民生委員会で高齢者・生活困難者に関する事業
緑南港友の会の高齢者に関する活動・事業
 3. ふれあい喫茶部
緑ふれあい喫茶は町の交流場所を提供する事業
 4. 健康文化サロン
緑健康文化サロンは会館を使用し、地域住民の健康と文化を彩る事業
 5. 高齢者食事サービス委員会
緑高齢者食事サービス委員会は高齢者の健康と交流の場を提供する事業
 6. 南港緑公園整備事業
南港緑公園に関する活動・事業

7. 防犯委員会部
緑防犯夜警は町の警備に関する事業
8. 防災委員会部
緑防災・緑防災訓練に関する事業
9. 会館運営委員会部
会館運営に関する事業
10. はぐくみネットワーク・広報部
緑の町の広報に関する事業
11. 育成会部
緑青少年育成に関する事業
12. 咲洲みなみ小中一貫校部
生徒・児童と地域をつなぎ、助け合うことに関する事業
13. 水都国際中高一貫校部
生徒と地域をつなぎ、助け合うことに関する事業
14. 咲洲みなみ小中一貫校体育施設開放事業部
校庭開放・講堂施設開放に関する事業
15. 事務局さざみどり部
さざんか南港緑協議会・役員会・会議・各事業の事務と総務と会計に関する事業
16. 生涯学習推進事業部
生涯学習推進に関する事業

第 20 条 本会は、次に掲げる事項を議決する。

1. 地域の事業予算及び事業計画、事業決算及び実績報告に関する事項。
2. 役員等の選任に関する事項。
3. 南港緑地域の「まちづくり」の策定に係わる事項。
4. 規約に関する事項。
5. 部会の設置に関する事項。
6. その他、会務上必要な事項。

第 8 章 会 議

第 21 条 本会 役員会議、会議、各事業実行委員会の会議開催は、会長および、役員会が招集する。

第 22 条 本会 役員会会議および会議は、次の場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 役員会の2分の1以上から請求があったとき。
3. 本会 役員会議または、会議もしくは各事業実行委員会会議
4. さざんか南港緑協議会会議議長は、会長、進行役は副会長と総務が行う。

第 23 条 本会 役員会会議または会議は毎月1回会議を開催する。

1. 会議は全部会代表者の参加とする。
2. 本会 会議議長は、会長がこれにあたる。
3. 本会 会議進行は、副会長と総務がこれにあたる。
4. 本会各部長は本会会議議事を各部会にて会議を行い各部会内で報告すること

第 24 条 本会 会議及び役員会会議、各事業実行委員会会議は、本会部会及び役員の

2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- 第 25 条 本会 会議事及び役員会議事、各事業実行委員会会議事は、この規約に定めるもののほか、出席した本会部会及び役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。
- 第 26 条 止むを得ない理由のため、本会 会議及び役員会議、各事業実行委員会会議に出席できない本会部会及び役員は、委任状をもって他の本会部会及び役員を代理人として委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その本会部会及び役員は出席したものとみなす。
- 第 27 条 本会会議及び役員会議、各事業実行委員会会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
1. 日時及び場所。
 2. 本会会議及び役員会議、実行委員会会議の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む。）
 3. 開催目的、審議事項及び議決事項。
 4. 議事の経過の概要及びその結果。
 5. 議事録署名人の選任に関する事項。
- ① 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。
 - ② 各部会に、部会長（代表）1人、副部会長1人を置く。
 - ③ 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第9章 事業計画・予算

- 第 28 条 本会の事業計画及び予算は、総務・会計からの報告をもとに、会長がその案を作成し本会運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 第 29 条 総務・会計は、事業計画案及び予算計画案を作成し、会長および役員会に報告しなければならない。

第10章 事業報告・決算・会計

- 第 30 条 本会の事業に関係のない支出はしないこと。
- 第 31 条 本会の事業を行う場所にて4時間以上事業の場合は1人500円を補助金から昼食代として支出する
- 第 32 条 本会事業はすべて、領収証・名簿・写真・日報報告を必ず記載、提出すること
- 第 33 条 本会の事業報告及び決算は、本会各部会からの報告をもとに、総務・会計が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1か月以内に、さざんか南港緑協議会の承認を受けなければならない。
- 第 34 条 総務・会計は、さざんか南港緑協議会各部会の事業報告案及び決算案を作成し、毎月、会長および会議にて報告しなければならない。
- 第 35 条 監事・会計監査による監査結果について、地域住民及び、地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。
- 第 36 条 事業は、全部会の参加が基本とする。一部事業によっては担当部会のみ参加となる。
- 第 37 条 本会の経費は大阪市地域活動協議会補助金、地域自主財源（寄付等）をもって支弁する。

- 第 38 条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- 第 39 条 地域住民及び、地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、経理書類を閲覧させなければならない

第11章 事業年度

- 第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

第12章 規約の改正

- 第 41 条 この規約は、さざんか南港緑協議会において議決を経なければ、改正することはできない。
- 第 42 条 実行委員会の定足数は、委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

附 則

1. 本会の設立年月日は平成 25 年3月13日とする。
2. この規約は平成25年3月13日より施行する。
3. 平成28年 4 月 1 日より規約改正。全章改正
4. 平成29年 4 月 1 日より規約改正。全章改正
5. 平成30年4月 1 日より規制改正。全章改正
6. 令和元年4月 1 日より規制改正。全章改正
7. 令和 2 年4月 1 日より規制改正。全章改正
8. 令和 3 年4月 1 日より規制改正。全章改正
9. 令和 4 年3月23日より規制改正。全章改正
10. 令和 6 年 4 月 1 日より規制改正。全章改正

構成団体等に関する名簿

さざんか南港緑協議会

	構 成 団 体 等 の 名 称
1	連合振興町会部(南港緑連合振興町会・南港緑連合女性部)
2	緑地区社会福祉協議会部(社会福祉協議会・ポートタウン文庫・見守りネットワーク委員会・民生委員会・南港緑友の会) ※それぞれ単独で住之江区の会議に参加
3	ふれあい喫茶部 ※毎月第2日曜日(都合により変更有)
4	健康文化サロン部 ※毎月第1土曜日(都合により変更有)
5	高齢者食事サービス部 ※毎月第3日曜日(都合により変更有)
6	南港緑公園整備事業部
7	防犯委員会部 ※毎月第4土曜日(都合により変更有)
8	防災委員会部 ※毎月第3木曜日(都合により変更有)
9	会館運営委員会部
10	広報事業部(さざみどり・はぐくみネット)
11	育成会部
12	咲洲みなみ小中一貫校部
13	水都国際中高一貫校部
14	咲洲みなみ小中一貫校体育施設開放事業部
15	事務局部(さざんか南港緑協議会総務/会計)
16	生涯学習推進事業部